

議員提出議案第1号

国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を  
求める意見書

上記の議案を提出する。

令和2年12月9日

提出者 佐藤弘治

賛成者 石川義郎

〃 五十嵐みさ

〃 武藤政義

〃 杉山行男

福生市議会議長

清水義朋様

国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を  
求める意見書

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則は現行憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

現憲法は、今日に至るまでの 73 年間一度も改正が行われていない。この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法については国家の基本法として、国民の安全を確保し、切迫性が高まっている首都直下型地震や南海トラフ地震など大規模災害等への対応、さらに、現下の緊急的問題である新型ウイルスなどの感染症対策など直面する諸課題に的確に対処し得る内容であることが求められる。このような中、国会では、平成 19 年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められたが、実質的審査は遅々として進んでない状況である。国家の基本規定である憲法は、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきある。

よって、福生市議会は、国会及び政府に対して、国の責任において日本国憲法についての活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的な議論を喚起すべく、広く周知を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 18 日

福生市議会議長

清 水 義 朋

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣 様

衆議院議長

参議院議長